

伊賀流忍者体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年8月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第61号

伊賀流忍者体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀流忍者体験施設の設置及び管理に関する条例（令和7年伊賀市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(使用料の返還)

第3条 条例第6条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を返還することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 管理上の都合等管理者の責めに帰する理由により使用できなくなった場合 全額
- (2) 非常災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 全額
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用料を返還することに相当の理由があると市長が認める場合 市長が認める額

(使用料の減免)

第4条 条例第7条の規定により使用料を減免できる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免割合は、当該各号に定める割合とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の使用である場合 10分の3
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の使用である場合 10分の3
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が認める割合

(休館日及び開館時間の変更)

第5条 指定管理者は、条例第10条の規定により市長の承認を得ようとするときは、伊賀流忍者体験施設時間等変更申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が緊急の必要により臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を承認するときは、伊賀流忍者体験施設開館時間等変更承認通知書（様式第2号）により、指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 指定管理者は、条例第11条第3項の規定により市長の承認を得ようとするときは、伊賀流忍者体験施設利用料金承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。承認を得た額を変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、伊賀流忍者体験施設利用料金承認通知書（様式第4号）により、指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の減免の承認)

第7条 指定管理者は、条例第11条第4項の規定により市長の承認を得ようとするときは、伊賀流忍者体験施設利用料金減免申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認の可否について伊賀流忍者体験施設利用料金減免承認（不承認）通知書（様式第6号）により、指定管理者に通知するものとする。

(賠償)

第8条 忍者施設を使用した者が忍者施設の施設若しくは設備を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その理由を明らかにして、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、賠償の要否及び賠償の額を決定し、これを当該申出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による賠償の通知を受けた者は、速やかに当該賠償額を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(読替規定)

第9条 条例第9条第1項の規定により忍者施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条の規定の適用については、規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市

長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年8月27日から施行する。